

## ゴール 10 の達成に向けた JICA の取り組み方針

### ゴール 10 各国内及び各国間の不平等を是正する

#### 1. 現状認識

##### (1) 不平等是正への支援はなぜ必要なのか

1990 年以來、世界の絶対的貧困は減少傾向となり、2013 年までにその数は約 11 億人減少した。これは主に中国、インドネシア、インドの成長によるところが大きい。しかし依然として世界では 7 億人を超える人々が 1 日一人当たり 1.90 米ドルの貧困ライン以下にあり、世界人口の 1 割以上を占めている。特にサブサハラ・アフリカの貧困人口は全体の半数を、また、南アジア地域は 1/3 を占めている。貧困層の 8 割は主に農村部に住み、4 割が 14 歳以下の若年層、全く正規教育を受けられていない人々も 4 割に及んでおり、経済成長の恩恵は平等にもたらされていないのが現状である。包摂的な貧困削減のためには、経済成長と不平等の是正の両方が必要である。不平等は成長のペースと持続可能性に負の影響を及ぼすばかりでなく、政情的にも不安定化の要因となり得る。

また、社会的、政治的、法制度面での機会の不平等は、所得格差の要因となっているのみならず、開発途上国の社会の様々な側面でさらなる不平等をもたらし、負の連鎖が生じている。以下はその一例である。

- ・最貧困層 20% の子供は、5 歳未満で死亡する確率が最富裕層 20% の 3 倍。
- ・世界で社会保障は拡大しているが、障害者の保健医療支出は平均の 5 倍。
- ・農村部の女性は、都市部の女性より出産時の死亡の確率が 3 倍。

不平等には各国内の不平等と国際間の不平等が存在する。それらの是正のためには機会の平等を担保すること、および所得の再分配が必要である。まず国内の不平等については、教育・保健サービスの提供による経済的機会の不平等是正、また税や財政支出による再分配が有効である。一方、各国間の不平等については、移民や金融の適正化により経済的機会の平等の担保、さらには ODA や直接投資による資源の再分配が必要となる。

SDGs は「人間の潜在力を完全に実現し、繁栄を共有することに資することができる平等な機会が与えられる世界」「最も脆弱な人々のニーズが満たされる、公正で、衡平で、寛容で開かれており、社会的に包摂的な世界」をめざすべきものとしている。このような持続可能な包摂的成長のためには、教育、保健、雇用等の機会の平等を確保し、適切な所得の再分配、格差を生むような社会構造の変革に取り組むことを通じ、結果として生じる不平等を是正していくことが必要である。

##### (2) 我が国の取り組み

我が国は、第二次世界大戦後、農村の民主化を目指し小作農の自作農化を進めた農地改革（1947～50 年）、シャウプ勧告に基づく税制改革（1951 年）、国民皆保険（1961

年)の実現など、様々な分野で大幅な構造改革を実施。また、1962年の「全国総合開発計画」をもとに地域間の均衡ある発展を目指した。

2015年に閣議決定された「開発協力大綱」は、我が国が各種の課題を克服しつつ、高い経済成長と格差の小さい平和で安定した社会を実現してきた経験と知見、教訓を国際協力に役立てることを掲げ、公正性の確保・社会的弱者への配慮や女性の参画の促進を謳っている。

### (3) JICAの強み

所得格差は機会の不平等を生み、将来のさらなる格差をもたらす。また、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位は、構造的な不平等を生み出す要因となっており、これらが差別要因とならないような取り組みが必要である。JICAはこれまで資金協力、技術協力、ボランティア事業などの協力形態により幅広い分野で地域格差、所得格差、差別要因の是正に貢献する協力を展開して来た。また、機会の平等を作り出す開発の基礎として重要な保健・医療、教育分野について長い協力の経験を有している。

特に貧困層の所得向上に関連した支援では、世界各地で貧困層を対象とした農村振興の取り組みを行い、住民参加により開発計画をつくる仕組みづくり、収入向上や生活改善を行うためのコミュニティの体制構築、マイクロファイナンスや生産物の加工・流通、販売の改善などを通じた生計向上支援を行っている。

また、JICAは、貧困層、女性、障害者、難民など不利な立場におかれた人々の能力強化と社会経済的参加を促進する支援を強化してきている。インクルーシブで平和な社会づくりを支える教育として、不就学児童や成人非識字者への良質な学習機会の提供、女性も学習しやすい環境づくり、また障害者が主体的に社会に参画できるようエンパワメントと、障害の視点を開発に反映する主流化の取り組みを推進している。

さらに、経済社会の基盤となる法整備を支援し、透明性の高いルール確立、司法への平等なアクセスに貢献。また高齢化が進むアジアを中心に、日本の経験・教訓も活用し、社会保障制度の整備、介護サービスの強化等にも取り組んできている。

## 2. 注力するターゲット

ゴール10は国内・国家間の不平等、構造的な不平等、結果の不平等の観点から以下のように整理できる。このうち特に、JICAが豊富な協力経験を有する項目と難民問題など現下の国際情勢から積極的な取り組みが求められる項目である10.1, 10.2, 10.3, 10.4, 10.7, 10.bのターゲットに注力する(下線の項目)。

なお、ゴール10の達成には、機会の均等や再分配への対応に加えて、教育、保健、経済的機会の平等など他ゴールで記述されているターゲットへの取り組みも欠かせない。それらの包摂性に寄与するゴール/ターゲットとの相乗作用がゴール10の達成には重要である。

### (1) 国内の不平等の是正

- a) 所得格差から生じる機会の不平等、年齢・性別・障害・人種・民族・宗教・地域格差等の構造的な不平等から生じる機会の不平等への対応
  - 10.1 : 貧困層の所得向上
  - 10.2 : すべての人々の能力強化および社会的、経済的、政治的包含の促進
  - 10.3 : 法律、政策の適正化を通じた機会の均等化
- b) 結果として生じる成果の不平等への対応（再分配）
  - 10.4 : 税制、賃金、社会保障等の政策を通じた平等の拡大

### (2) 国家間の不平等の是正

- a) 国家間の不平等の要因となる貿易、金融、治安、移民等への対応
  - 10.5 : 世界金融市場と関連機関に対する規制・モニタリングの強化
  - 10.6 : 国際経済・金融の意思決定過程における途上国の参加拡大
  - 10.7 : 秩序・安全・規則性が担保された移住・流動性の適正化
  - 10.a : 貿易協定における途上国への優遇措置
  - 10.c : 移住労働者による送金の円滑化
- b) 結果として生じる国家間の格差是正への対応（再分配）
  - 10.b : 途上国へのODAや海外直接投資の促進

## 3. 実現のための重点的取り組み

機会の不平等を生む所得格差の是正のためには、所得の再分配、さらには教育や保健などの社会サービスの供給を通じた機会の平等化のアプローチが有効である。また、構造的な不平等の是正のためには、人種、性別、年齢、障害等が差別要因とならないような包摂的な取り組みが必要である。

このような不平等の是正に取り組むためには、他ゴールの関係者とのパートナーシップが不可欠である。また、持続的な開発を進め不平等を是正するには、既存のアプローチに加えてイノベーティブな取り組みが欠かせない。なお、不平等な立場に置かれた脆弱層の確認には、公正なデータの確保により現状を正しく把握することが重要である。

### (1) 貧困層の所得向上（ターゲット 10.1 関連）

JICA は貧困層の多い地域において、農業生産の安定化、市場志向型農業を推進し、農産物の加工・流通を含めたバリューチェーンを構築するなど、食料の安定供給と農村地域の雇用創出、収入の向上を目指している。また、貧困層が生活改善や生計向上に取り組むために必要となる金融サービスへのアクセスの拡大、その活用のための能力開発や、貧困層対象の金融商品の開発等への支援を継続する。さらに、若年層や社会的弱者を対象に、質の高い職業技術教育・訓練へのアクセスの拡大を図り、人間らしい仕事（ディーセントワーク）を通じて所得向上につなげる支援を継続する。

## (2) すべての人々の能力強化および社会的、経済的、政治的包含の促進 (10.2 関連)

### ①包摂的なエンパワメント

開発途上国では社会規範において女性の社会参加、経済活動促進が阻害されていることが多いため、女性のエンパワメントに重点的に取り組む。さらに世界人口の15%を占める障害者の約8割が開発途上国に居住し、教育、保健、労働など多くの障壁と貧困に直面しているため、横断的な課題として障害者のエンパワメントを支援し社会経済活動への平等な参加を促進する。

### ②難民への対応

世界では6500万人を超える難民・国内避難民が存在し、その多くは開発途上国で脆弱層として生活している。G7伊勢志摩首脳宣言(2016.5)、難民及び移民に関する国連サミット(2016.9)等を踏まえ、難民受入国への包括的な支援(行政能力強化、社会サービス向上、インフラ整備等)、難民を対象とした人材育成(自立・生計向上、教育・訓練の機会提供)、国際機関等との連携強化に取り組む。

### ③能力強化

教育協力をはじめとする能力強化にかかる総合的な取り組みを継続する。若年層をはじめ、貧困層、女性・女兒、障害者、難民など脆弱層が、あらゆるレベルの教育や質の高い職業技術教育・訓練に平等にアクセスできるよう支援する。不就学児童や非識字の課題の残る地域では、識字教育、ライフスキル等のノンフォーマル教育支援に取り組む。

### ④アクセシブルな基礎的インフラ

格差是正に配慮し、適切なアクセスを有しない人々に裨益する地方道路や、障害者等社会的弱者の利用を想定した環境整備など包摂性に配慮した基礎的インフラ整備を推進する。

## (3) 法律、政策の適正化を通じた機会の均等化 (10.3 関連)

開発の取り組みから障害者が排除されないよう障害配慮の主流化を推進する。また、障害者への差別的慣行の撤廃と合理的配慮の提供など適切な行動を促進するため、内外の関係者への障害平等研修等に積極的に取り組む。

さらに、すべての人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営される基盤を強化するため、民事法や経済法などの法整備支援、調停制度や裁判実務の普及・改善、地方行政やコミュニティの能力強化を図り、人々の機会均等を促進する。

## (4) 税制、賃金、社会保障等の政策を通じた平等の拡大 (10.4 関連)

医療保険、労災保険、年金制度などセーフティネットの整備・拡充、低所得層のアクセス拡大を支援することにより、病気・事故等による貧困化を防ぎ、老後の所得補償等により家族を含め生活安定を支援し平等の拡大に貢献する。

また、アフリカをはじめ世界では年間1億人が医療費負担によって貧困化に直面している。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の拡大は、貧困層に所得向上と同様の効果をもたらし、また、基礎的保健医療サービスへのアクセス拡大は全ての人々の社会的包含を実現する基盤となり、社会保障政策導入による平等拡大を健康面から可能とするものである。貧困層に偏りがちな妊娠・出産にまつわる母子保健や栄養の問題、感染症の取り組みも不平等是正の視点から重視する。

#### （５）秩序・安全・規則性が担保された移住・流動性の促進（10.7 関連）

効率的で公正な国境管理の観点から、アフリカを中心とした地域において「One Stop Border Post: OSBP」の整備などを通じた国境税関・入管手続きの効率化・合理化を図り適正な人と物の流動性に貢献する。

#### （６）政府開発援助（ODA）及び海外直接投資の促進（10.b 関連）

特に最貧国や脆弱な国においては国内的な資金の動員を補完する上でODAの役割は引き続き重要であり、また追加的な資源を動員する触媒ともなることから、ODAの必要性に関し幅広い理解と支持が得られるよう取り組む。また、本邦企業を含む民間セクターの活性化を促進するための投資環境整備等への支援に引き続き取り組む。

以上